

宮城県婦人会館乗合自動車取扱要項

この要項は、宮城県（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）との間における、宮城県婦人会館（以下「本施設」という。）の乗合自動車（以下「婦人会館バス」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第1 婦人会館バスは、宮城県婦人会館管理業務仕様書に定める研修事業以外の用途に使用してはならない。

第2 乙は、婦人会館バスに係る自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づくもの）及び自動車重量税（自動車重量税法（昭和46年法律第89号）に基づくもの）に相当する額を負担するものとする。

第3 乙は、婦人会館バスの運行状況を毎年度四半期ごとに取りまとめ、別紙様式により宮城県教育委員会に報告するものとする。

第4 婦人会館バスの運行中に発生したすべての事故について、安全運転管理者はその都度、宮城県教育委員会に報告しなければならない。

第5 乙は、婦人会館バスの運行中に第三者に損害を与えたときは、乙の責任により、その損害を賠償しなければならない。